

神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例（平成16年神崎町条例第12号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 特定事業の規制（第7条—第30条）
- 第3章 雑則（第31条—第35条）
- 第4章 罰則（第36条—第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、神崎町における土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積行為並びに土砂等の土質について必要な規制を行うことにより、自然環境及び生活環境を保全するとともに災害の発生を未然に防止し、もって住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のもので、土地の埋立て、盛土及び堆積行為の用に供する全てのものをいう。
- (2) 採取土砂 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）その他法令及び条例に基づき許可又は認可がなされた採取場から採取された土砂をいう。
- (3) 残土 土砂等のうち、採取土砂以外のものをいう。
- (4) 特定事業 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積行為をいう。
- (5) 特定事業区域 特定事業を施行する土地の区域をいう。
- (6) 一時堆積特定事業 特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として行うものをいう。
- (7) 特定事業場 特定事業に供する施設（搬入路、資材置場、駐車場等）及びその特定事業区域をいう。

(8) 事業主等 特定事業を行う者（請負契約により特定事業を行う者を含む。）及び特定事業区域内の土地の所有者並びに特定事業場内の土地の所有者をいう。

（事業主等の責務）

第3条 事業主等は、特定事業を施行するに当たっては、第1条の目的を達成するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業主等は、特定事業を施行するに当たり、あらかじめ当該特定事業の施行に係る土地周辺住民等に当該特定事業の内容について事前に説明し、理解を得るとともに、当該特定事業の施行に伴う苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

3 土地所有者は、特定事業を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該特定事業による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある特定事業を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

（排出事業者等の責務）

第4条 残土が発生する工事を行う者は、特定事業に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）に適合しない残土を特定事業の用に供することのないよう努めなければならない。

2 土砂等を運搬する者は、特定事業に使用される残土を運搬しようとするときは、当該残土の汚染状況を確認し、特定事業による土壌の汚染が発生するおそれのある残土を運搬することのないよう努めなければならない。

（町の責務）

第5条 町は、特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、特定事業の適正化に関する施策を推進するものとする。

2 町は、特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、特定事業の状況を把握するとともに、不適正な特定事業を監視する体制の整備に努めるものとする。

（安全基準）

第6条 町長は、安全基準を、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

## 第2章 特定事業の規制

（特定事業の許可）

第7条 事業主等は、次に掲げる特定事業を除き、特定事業区域の面積が300平方メートル以上（300平方メートルに満たない事業であつても、その特定事業区域に隣接する土地において、当該特定事業を施行する日前3年以内に特定事業が施行され、又は施行中の場合においては、当該特定事業の特定事業区域と既に施行され、又は施行中の特定事業の特定事業区域の面積を合算

して300平方メートル以上になるものを含む。ただし、事業主等のいずれもが異なる場合は、この限りでない。)の特定事業を行おうとするときは、特定事業区域ごとに町長の許可を受けなければならない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う特定事業（第16条第1号において「公共特定事業」という。）
- (2) 採取土砂のみを用いて行う許認可行為（法令等に基づき許可又は認可を要する行為であつて、規則で定めるものをいう。）を伴う特定事業
- (3) 採取土砂の販売を目的とする一時堆積特定事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める特定事業

2 町長は、特に必要と認める場合は、生活環境の保全及び災害の防止を図るため、前項に規定する許可に条件を付することができる。

（特定事業の届出）

第8条 前条第1項第2号に規定する特定事業を行おうとする事業主等は、特定事業区域の面積が300平方メートル以上（300平方メートルに満たない事業であつても、その特定事業区域に隣接する土地において、当該特定事業を施行する日前3年以内に特定事業が施行され、又は施行中の場合においては、当該特定事業の特定事業区域と既に施行され、又は施行中の特定事業の特定事業区域の面積を合算して300平方メートル以上になるものを含む。ただし、事業主等のいずれもが異なる場合は、この限りでない。)の特定事業を行おうとするときは、あらかじめ特定事業区域ごとに町長に届け出なければならない。

（事前協議）

第9条 第7条第1項の許可を受けようとする事業主等は、規則で定めるところにより、あらかじめ特定事業の計画について町長と協議をしなければならない。

（許可の申請等）

第10条 第7条第1項の許可を受けようとする事業主等は、第1号から第11号までに掲げる事項を記載した申請書に、第12号及び第13号に掲げる書類その他の規則で定める書類及び図面を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 特定事業区域の位置及び面積
- (3) 現場事務所（土砂等の搬入（次項に規定する一時堆積特定事業である場合は、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。以下同じ。）その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名

- (4) 特定事業区域の表土の地質の状況
- (5) 特定事業に使用される土砂等の量
- (6) 特定事業の期間
- (7) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
- (8) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- (9) 特定事業が施行されている間において、特定事業区域外への排水の水質検査を行うために必要な措置
- (10) 特定事業が施行されている間において、特定事業区域外への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- (11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- (12) 特定事業場に隣接する土地の所有者全ての承諾書
- (13) 特定事業場から300メートル以内に居住する世帯の世帯主の総数の10分の8以上の承諾書

2 前項の規定にかかわらず、第7条第1項の許可を受けようとする事業主等は、当該許可が一時堆積特定事業に係るものである場合は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 特定事業区域の表土の地質の状況（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合は、その構造）
- (3) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
- (4) 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
- (5) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
- (6) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所（以下「発生場所」という。）ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 事業主等は、第8条の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第10号に掲げる事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(許可の基準)

第11条 町長は、第7条第1項に規定する許可申請の内容が次に掲げる基準に適合するものでなければ、当該許可をしないものとする。

(1) 事業主等が次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第26条又は第28条の規定により命令等を受け、必要な措置を完了していない者

イ 第27条の規定により許可を取り消され、その取消日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る神崎町行政手続条例（平成8年神崎町条例第12号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）であつた者で、当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）

ウ 特定事業の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ 神崎町暴力団排除条例（平成24年神崎町条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

オ 営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）がアからエまでのいずれかに該当するもの

カ 法人で、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

キ 個人で、規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

ク 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 特定事業により、特定事業区域及びその周辺における道路、河川、水路その他の公共施設の維持管理上支障が生じないこと。

(3) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(4) 特定事業に使用される土砂等が安全基準に適合するものであること。

(5) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所が特定していること。

(6) 特定事業が3年（一時堆積特定事業の場合にあつては、1年）以内に完了するものである

こと。

- (7) 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置くこと。
- (8) 特定事業区域の表土が安全基準に適合していること。ただし、一時堆積特定事業の場合であつて、当該表土と使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められるときは、この限りでない。
- (9) 前条第1項第8号の特定事業に使用される土砂等の搬入計画において、第7条第1項の許可を受けた日から6月以内に土砂等の搬入を開始する計画となつていること。
- (10) 特定事業区域及び周辺地域に溢水等による被害を生じさせないような措置が講じられていること。
- (11) 特定事業が施行されている間において、特定事業区域外への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- (12) 特定事業が施行されている間において、特定事業区域外への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。
- (13) その他安全対策が講じられていること。

2 町長は、第7条第1項の許可の申請が一時堆積特定事業に係るものである場合にあつては、当該申請が前項各号（第3号、第5号及び第11号を除く。）及び次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。

- (1) 特定事業場の構造が、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (2) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。

3 町長は、第7条第1項の許可の申請に係る残土が安全基準に適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。

（事業内容等の変更）

第12条 第7条第1項の許可を受けた事業主等（以下「許可事業主等」という。）は、第10条第1項各号（第12号及び第13号を除く。）又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする許可事業主等は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容及びその理由

- 3 第7条第1項の許可に係る特定事業の期間の変更は、当該変更許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えることができない。
- 4 第7条第1項の許可に係る特定事業区域の面積の変更は、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の10分の2を超えることができない。
- 5 第7条第1項の許可に係る一時堆積特定事業は、特定事業区域の面積を変更することはできない。
- 6 第1項の許可については、第7条第2項並びに前条第1項（第9号は除く。）及び第2項の規定を準用する。
- 7 許可事業主等は、第1項に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類及び図面を添付して、町長に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容及びその理由
- 8 第8条の規定による届出をした事業主等（以下「届出事業主等」という。）は、当該届出に係る内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類及び図面を添付して、町長に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容及びその理由
- (特定事業の開始)
- 第13条 第7条第1項の許可を受け、又は第8条の規定による届出をした事業主等（以下「許可届出事業主等」という。）は、その許可又は届出に係る特定事業を開始しようとするときは、当該特定事業開始7日前までに、その旨を町長に届け出なければならない。
- (施行基準の遵守)
- 第14条 許可届出事業主等は、特定事業を施行するに当たっては、規則で定める施行基準を遵守しなければならない。
- (標識の設置)
- 第15条 許可事業主等は、当該許可に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業を行つている間、規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。
- (土砂等の搬入の届出)
- 第16条 許可事業主等は、その許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているこ

とを証するために必要な書面で規則で定めるものを届出書に添付して、町長に届け出なければならない。ただし、町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの全部又は一部を省略させることができる。

- (1) 土砂等が公共特定事業により発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (2) 土砂等が採取土砂であつて、採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (3) 土砂等が第7条第1項の許可を受けた一時堆積特定事業の特定事業区域から搬入されるものであるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと町長が認めたとき。

(土砂等管理台帳の作成等)

第17条 許可事業主等は、その許可に係る特定事業に使用した土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した管理台帳を作成し、年度ごとに閉鎖しなければならない。

- (1) 発生場所からの運搬手段
- (2) 1日ごとの搬入した量
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 一時堆積特定事業を行う許可事業主等は、当該一時堆積特定事業に使用した土砂等について、発生場所ごとに、前項第1号及び第2号に掲げる事項並びに次に掲げる事項を記載した管理台帳を作成し、当該許可を受けた日から1年で閉鎖しなければならない。

- (1) 特定事業区域から搬出された土砂等の1日ごとの量及びその搬出先ごとの内訳
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 許可事業主等は、規則で定めるところにより、定期的に、その許可に係る特定事業に使用した土砂等について、報告書に前2項の規定により作成した管理台帳の写し並びに規則で定める書類及び図面を添付して、町長に報告しなければならない。ただし、町長は、当該特定事業のうちその期間が1月以内のものその他町長が特に認めるものにあつては、当該規則で定める書類及び図面の全部又は一部を省略させることができる。

(地質検査等の報告)

第18条 許可事業主等は、規則で定めるところにより、定期的に、その許可に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び当該特定事業区域(当該許可に係る特定事業が一時堆積特定事業



の場合にあつては、(特定事業場) 外への排水についての水質検査を行い、その結果を町長に報告しなければならない。

- 2 許可事業主等は、その許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに土砂等の搬入を停止し、その旨を町に報告しなければならない。  
(特定事業の廃止及び休止)

第19条 許可届出事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業を休止し、又は廃止したときは、当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、遅滞なく、規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面を添付して、町長に届け出なければならない。ただし、休止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出を要しない。

- 2 前項の規定により特定事業の廃止の届出があつたときは、第7条第1項の許可は、その効力を失う。
- 3 町長は、第1項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合しているかどうか及び第1項本文の措置が講じられているかどうかの確認を行うものとする。
- 4 許可届出事業主等は、前項の規定による確認の結果、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合しない、又は当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない場合にあつては、当該土砂等を撤去し、又は当該措置を講じなければならない。
- 5 許可届出事業主等は、第1項の規定による届出を行い、その許可又は届出に係る特定事業を休止した場合にあつては、当該特定事業を再開しようとするときは、当該特定事業再開7日前までに、その旨を町長に届け出なければならない。  
(特定事業の完了)

第20条 許可届出事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業が完了したときは、遅滞なく、規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面を添付して、町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る特定事業が第7条第1項の許可又は第8条の規定による届出の内容に適合しているかの確認を行うものとする。
- 3 許可届出事業主等は、前項の規定による確認の結果、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合しない、又は当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない場合にあつては、当該土砂等を撤去し、又は当該措置

を講じなければならない。

(特定事業の終了等)

第21条 許可届出事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、当該特定事業の期間が満了する日までに、当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、遅滞なく、規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面を添付して、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合しているかどうか及び前項本文の措置が講じられているかどうかの確認を行うものとする。

3 許可届出事業主等は、前項の規定による確認の結果、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合しない、又は当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない場合にあつては、当該土砂等を撤去し、又は当該措置を講じなければならない。

(関係書類の縦覧)

第22条 許可事業主等は、当該許可に係る現場事務所において、当該許可に係る特定事業が施行されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により町長に提出した書類及び図面の写し並びに第17条に規定する土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第23条 許可届出事業主等は、自己の名義をもって、第三者に当該許可又は届出に係る特定事業を行わせてはならない。

(譲受け)

第24条 許可事業主等から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の許可の基準については、第11条の規定(第1項第1号に係る部分に限る。)を準用

する。

4 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る許可事業主等のこの条例の規定による地位を承継する。

5 届出事業主等から当該届出に係る特定事業の全部を譲り受けた者は、当該届出事業主等のこの条例の規定による地位を承継する。

6 前項の規定により、届出事業主等の地位を承継した者は、遅滞なく、届出書にその事実を証する書面を添付して、町長に届け出なければならない。

(相続等)

第25条 許可届出事業主等について相続、合併又は分割（その許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、許可届出事業主等の地位を承継する。

2 前項の規定により許可届出事業主等の地位を承継した者は、遅滞なくその事実を証する書面を添えて、その旨を町長に届け出なければならない。

(監督処分)

第26条 町長は、第7条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けず、第7条第2項の規定による当該許可に付された条件に違反し、又は第9条及び第12条第3項の規定による届出をせず特定事業を施行している事業主等に対し、当該特定事業の停止及び期限を定め原状回復その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 町長は、第14条の規定に違反し、又は安全基準に適合しない土砂等を使用して特定事業を施行している許可届出事業主等に対し、当該特定事業の停止及び期限を定めて改善その他の必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

3 町長は、許可届出事業主等が前項の規定による勧告に従わないときは、当該特定事業の停止及び期限を定め改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

4 町長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可届出事業主等に対し、当該特定事業の停止及び当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第27条 町長は、許可事業主等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第1項の許可に係る特定事業を引き続き1年以上行っていないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により第7条第1項、第12条第1項又は第24条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第7条第2項の規定による当該許可に付された条件に違反したとき。
- (4) 第12条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を当該許可を受けないで変更したとき。
- (5) 第14条から第18条まで及び第22条の規定に違反したとき。
- (6) 第24条第1項の規定により許可事業主等の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第11条第1項第1号アからクまでのいずれかに該当するとき。
- (7) 前条第3項又は第4項の規定による命令に違反したとき。
- (8) 第11条第1項第1号エ若しくはクに該当するに至ったとき又は第7条第1項の許可を受けた当時同号エ若しくはクに該当していたことが判明したとき。
- (9) 第11条第1項第1号オからキまで（同号エに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき又は第7条第1項の許可を受けた当時同号オからキまで（同号エに係るものに限る。）のいずれかに該当していたことが判明したとき。

2 前項の規定により許可の取消しを受けた事業主等は、当該取消しに係る特定事業に使用した土砂等を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令）

第28条 町長は、第19条第4項、第20条第3項、第21条第3項又は前条第2項の規定に違反した事業主等に対し、その特定事業に使用された土砂等の撤去又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（小規模特定事業に対する安全基準に関する措置命令等）

第29条 事業主等は、特定事業区域の面積が300平方メートル未満の特定事業（以下「小規模特定事業」という。）を行うときは、安全基準に適合しない土砂等を使用してはならない。

2 町長は、小規模特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該小規模特定事業の事業主等に対し、当該土砂等の撤去又は当該小規模特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（小規模特定事業に対する崩落等の防止に関する措置命令等）

第30条 事業主等は、小規模特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置を講じなければならない。

2 町長は、小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該小規模特定事業の事業主等に対し、当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

### 第3章 雑則

#### (報告の徴収)

第31条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

#### (立入検査)

第32条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、事業主等の現場事務所、特定事業場その他業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (違反事実の公表)

第33条 町長は、事業主等（ただし、特定事業区域内の土地の所有者及び特定事業場内の土地の所有者を除く。）が第26条の監督処分又は第28条の措置命令に違反したときは、その事実を公表することができる。

#### (手数料)

第34条 第7条第1項又は第12条第1項の許可を受けようとする事業主等は、1特定事業区域につき、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額を手数料として納めなければならない。

(1) 第7条第1項の許可に係る申請手数料（特定事業区域の面積が300平方メートル以上3,000平方メートル未満） 20,000円

(2) 第7条第1項の許可に係る申請手数料（特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上） 48,000円

(3) 第12条第1項の許可に係る申請手数料（第7条第1項の許可に係る特定事業区域の面積が300平方メートル以上3,000平方メートル未満） 10,000円

(4) 第12条第1項の許可に係る申請手数料（第7条第1項の許可に係る特定事業区域の面積

が3,000平方メートル以上) 28,000円

2 第24条第1項の許可を受けようとする事業主等は、1特定事業区域につき28,000円を手数料として納めなければならない。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 罰則

(罰則)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項、第12条第1項又は第24条第1項の規定による許可を受けずに特定事業を行つた事業主等
- (2) 第23条の規定に違反して、第三者に特定事業を行わせた事業主等
- (3) 第26条第1項、第3項若しくは第4項、第28条、第29条第2項又は第30条第2項の規定による命令に違反した事業主等

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条本文の規定による届出をせず、当該特定事業を施行し、又は虚偽の届出をした事業主等
- (2) 第17条第1項又は第2項の規定に違反して、管理台帳を作成せず、又はこれらに規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした事業主等
- (3) 第17条第3項本文、第18条第1項若しくは第2項又は第31条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした事業主等
- (4) 第32条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした事業主等

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第7項、第13条、第19条第1項本文、第20条第1項、第21条第1項、第24条第6項又は第25条第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした事業主等
- (2) 第15条の規定に違反して、標識を設置しなかつた事業主等

(両罰規定)

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して

各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による改正前の神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、旧条例の規定により、事業又は特定事業について許可を受け、又は届出をした事業主等は、当該許可又は届出に係る期間が終了するまでの間は、この条例の規定にかかわらず、旧条例の例により当該許可又は届出に係る事業又は特定事業を行うことができる。

4 施行日の前日までにした旧条例の規定に違反する行為、前項の規定により旧条例の例により行うことができることとされている事業又は特定事業に係る施行日以後にした旧条例の規定に違反する行為及び施行日の前日までに旧条例の規定によりなされた勧告又は発せられた命令若しくは許可の取消しに係る施行日以後にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、この条例の規定にかかわらず、旧条例の例による。